

平成 21 年度第 4 回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成 22 年 1 月 13 日（水）午後 2 時から午後 3 時 45 分まで

2 出席者の氏名

(1) 審議会委員

恒川会長、太田委員、鈴木委員、田代委員、萩内委員、長谷川委員、藤田委員

(2) 事務局

小出総務課長、原田課長補佐、友野、野村

3 議事

(1) 個人情報取扱事務届出簿について

会	長	新規案件について、事務局から説明をお願いします。
事	務	(しずおか子育て優待カード送付事務について説明)
児	童	
A	委	収集先は、住民基本台帳ですか。
事	務	はい、住民基本台帳から対象者の情報を抽出します。
会	長	この事務は、今後も継続していくのですか。
児	童	しずおか子育て優待カード事業自体は、平成22年度以降も継続して実施しますが、全世帯に郵送で配布するのは、今回限りです。
会	長	
児	童	優待カードの配布を受けた人が県内の他市町に転出した場合にも、使えますか。
児	童	県内であれば使用できます。
A	委	どのような優待を受けられるのですか。
児	童	商品購入の際に割引が受けられたりします。
B	委	私もカードを持っていて使うこともありますが、使用することがとても面倒なのです。

- A 委員 面倒というのはどのようなことですか。
- B 委員 優待を受けるためには、支払いをする時に子供が横にいないとなりません。子供がレジに並ぶのに飽きてしまって本屋で待っている時に、カードを使おうと思っても割引を受けられないことがあります。
- A 委員 どれくらいの割引が受けられるのですか。2割引程度になるのですか。
- B 委員 とても2割引にはなりません。一回使用するとスタンプを押してくれて、スタンプが全部貯まると100円程度の割引になります。
使用できるお店はホームページで調べてくださいと言われるのですが、私は、カードを使用するために、わざわざホームページでお店を調べて行こうと思いません。
- C 委員 このカードは、18歳未満の子供がいれば使用できることになっていますが、18歳近くの子供が、親と買い物に行くのかという疑問があります。子供と一緒にいないと優待が受けられないというのは、とても不便です。以前、その点について改善をしたらどうかと言ったことがあったのですが、未だに改善されません。
- 児童課 子供と一緒に買い物に行くことによって触れ合う機会を作ることが大きな目的ですので、子供と一緒にいるときに優待を受けられるということになります。
- 会長 アイデアは、面白いのですが、運用の面であまり便利ではないということですね。
郵送で配布するためにあて先の情報を住民基本台帳から収集するということがありますが、事務局の提案は、本人以外からの収集について、審議会の意見の類型9（公共事業等）に該当するということです。また、収集の通知をしないことについて、審議会の意見の類型3（事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合）に該当するということです。
これでよろしいでしょうか。
では、お認めしたいと思います。

事 務 局	課	(年金記録問題該当者の居所等確認調査について説明)
A 委 員		社会保険事務所でわからない情報が市でわかるのですか。
市 民 課		年金の通知は、住所地に送付しますが、国民健康保険や介護保険に関する通知は、住民票を移さずに施設等に入所されている方については、身内や親族等の転送先の情報を把握しています。 一人暮らしの方などで郵便局に転送の手続きをされていない方について、社会保険庁は、送付先を確認することができませんが、市町村であれば転送先の情報を持っている可能性があります。
会 長		転出情報などを教えるということなのですか。
市 民 課		住所地以外の施設などで長期療養されている方については、通知等を親族の方に転送しますので、転送先の情報の提供を考えています。また、入院されている方については、病院に通知等を送付すると、病院から親族に再送付を行っていただけますので入院先の情報の提供を考えています。
会 長		転出して住民票を移している人については、転出先の情報を把握できますが、住民票を移さずに別の場所にいる方は、連絡が取れない場合があるということです。 平成20年度に依頼があったということですか。
市 民 課		社会保険庁が「ねんきん特別便」の送付を始めたのが平成20年度です。今回、新政権になり、3ヶ月程度で年金確認作業を完了させるために社会保険庁が市町に協力をお願いしたものであり、依頼は、今回が初めてです。
会 長		通常は、主体である国が自治体に依頼をするのですが、今回は、社会保険庁という一行政機関が、島田市の市民課の国保年金係に依頼をしているのですか。
市 民 課		依頼は、社会保険庁長官から島田市長に対してされています。
会 長		先ほどの市民課の説明の中にもありましたが、この依頼に協

力をすることは、本人の利益にもなるということです。しかし、任意の依頼であるということです。

本人以外から情報を収集することについて、事務局の提案では審議会の意見の類型4（所在確認等）に該当するということです。

A 委員 事務の概要の中に「市が保有する情報を日本年金機構に提供したことについて、電話・文書により伝える。」と記載されていますが、本人に伝えるのであれば、同意が得られたと考えられませんか。

市 民 課 本人が施設に入所されている場合、全員から同意が得られるかわかりません。社会保険庁は、年金の記録の確認まで市にさせていただきたいとの依頼をしていますが、厚生年金の加入状況について市で判断をしていませんので、市としては、情報を年金機構に提供し、その後の調査については、年金機構でやっていただく考えであり、その説明を含めて連絡をしたいと考えています。

A 委員 連絡と説明はするけれども、同意を得られるかわからないということですね。

会 長 収集したことを通知することはできますが、全員にできるかわからないということですね。今回のような状況であれば、できる限りご本人に連絡・通知をしたということではないかと思いますが、形式的には、審議会の意見の類型3に該当するということです。

外部提供についても審議会の意見の類型3（行政機関からの照会に対する回答）に該当するのではないかという提案がされています。日本年金機構は、行政機関ではありませんが、類型に当てはめて考えるならば類型3に該当するということです。

それから、外部提供の本人通知も省略したいということです。

了解いたしました。

事 務 局 課 (国民年金事務に係る外部提供先の変更(変更案件6件)について説明)

会 長 提出先の名称変更ということでよろしいですね。これについても、了解いたしました。

事 児 会 C 児 会	務 童 委 童 長	局 課 長 員 課 長	<p>(里親認定に係る申請書の受付について説明)</p> <p>個人情報の収集については市で行い、これを県が受け取り、里親事務を行うということですね。</p> <p>島田市内に里親は、何人くらいいるのですか。</p> <p>現在、4、5人が登録されています。 申請は、年に1件あるかないかです。</p> <p>里親事務については、法令と条例の根拠規定に基づいて、県と市の役割が決まっています、個人情報のやり取りが出てくるといことです。 児童虐待の問題もあり、事件が起こると行政が批判の矢面に立つようなことがあります、親権を積極的に制限していくべきだという話も出ているようです。 よろしければ、これについてもお認めしたいと思います。</p>
事 総 会	務 務 長	局 課 長	<p>(島田市衛星ブロードバンド用機器設置補助事業について説明)</p> <p>基本的には、本人からの交付申請による収集ですので、よろしいかと思えます。 前々回の会議で提出されたアンケート調査事務の本体となるわけですね。 申込状況は、いかがですか。</p>
総 会	務 長	課 長	<p>全部で64件の申込みがあり、それを受けて補正予算を要求しました。 申請件数は、対象世帯の約50パーセントです。</p> <p>対象地区の中でも見える世帯はあるのですか。</p>
総 会	務 務 課	課 長 課	<p>対象地区は、高速のインターネットを使用できない地区ですが、インターネットを利用しない世帯もあると思います。月々の料金は、補助金の対象ではないため負担しなければなりませんので、申込みをしない世帯もあります。</p>

A 委 員	運用は、どこが行うのですか。
総 務 課	APスターという会社が行っています。
会 長	二次の申請の期限終了後に申込みをしても受付てもらえないのですか。
総 務 課	この事業は、緊急経済対策であり今年度で事業を完了しなければなりません。二次の受付完了後に予算が余れば三次受付を実施するかも知れませんが、年度内に終了します。
会 長	それではよろしいでしょうか。了解いたしました。
事 務 局 健康づくり課	(新型インフルエンザ自己負担金助成事務について説明)
会 長	対象者は何名くらいいるのですか。
健康づくり課	現在、206人が申請しています。
会 長	国保税の未納者の情報は、収集しないのですか。
健康づくり課	あくまで市民税が非課税の世帯が対象になります。市民税については、非課税ですので未納になることはありません。
C 委 員	生活保護世帯であれば、世帯内の人数が何人であっても助成していただけるのですか。
健康づくり課	何人であっても助成いたします。
A 委 員	本人以外から収集する情報は、課税の情報ですか。
健康づくり課	はい、世帯単位で課税状況を確認します。
A 委 員	申請書のみでは、信用できないから確認をするということですか。
健康づくり課	はい、そういうことです。 生活保護状況についても福祉課に照会を依頼します。

会 長	島田市の医療機関では、ワクチンは足りているのですか。
健康づくり課	最初は、どこの市町村でも不足し、医療機関に電話をしても予約をできない状況でしたが、12月の中下旬ごろから若干余っている状況です。
会 長	使い切らないともったいないですね。
健康づくり課	島田市内でおよそ8,000人がすでに予防接種を受けています。
会 長	わかりました。了解いたしました。
事務局 農 林 課	(阪本農園運営管理事務について説明)
会 長	区画数のご説明がありましたが、面積はどれ位なのですか。
農 林 課	面積は、1区画22.5㎡です。初心者向けの面積です。
会 長	点在しているのですか。
農 林 課	一箇所にあります。総面積は、約3,000㎡になります。 阪本農園を市民農園のモデルとし、今後、市内各地でモデル農園を作り上げていきたいと考えています。
会 長	島田市阪本農園管理組合は、法律上はどういう団体ですか。
農 林 課	任意団体です。
C 委 員	阪本農園の場所は、どの辺りになるのですか。
A 委 員	月阪保育園の隣にあります。大きな耕作放棄地です。
農 林 課	あれだけの広さの土地で、何も作っていないのは、やはり目立つかと思います。
会 長	このような取組みは、全国各地で行われているのですか。
農 林 課	県内では多くありませんが、すでに何箇所かで実施されています。

苦劳しましたが、しましんで定期預金の特典とするなどの工夫をし、70区画の予約が埋まりました。

A 委員 しましんの定期預金に100万円以上預金すると、農園の利用料をしましんが負担するものです。しましんにとっては資金調達コストというわけです。

C 委員 農園の年間の利用料は、いくらですか。

農 林 課 一区画22.5㎡の年間利用料が5,000円です。

C 委員 利用できるのは、島田市民だけですか。

農 林 課 利用者を市民に限定してしまうことは、法的に問題があります。全80区画のうち、40区画は市が利用者を募集し、40区画はしましんが募集していますが、市の募集枠については利用者を市民に限定し、しましんの募集枠については市外の人でも利用できます。

会 長 それでは、個人情報 の 取扱い についてはよろしいでしょうか。了解いたしました。

事 務 局 課 (島田市金谷庁舎跡地利用検討委員会委員委嘱事務について説明)

会 長 前回実施した、アンケートの結果というのは、どのようになったのですか。

企 画 課 非常に回収率がよく、1,000通送付したうち667通を回収することができました。通常のアンケートでは40%程度の回収率ですが、66.7パーセントの回収率と、非常に関心の強いことがわかりました。

平成19年度にアンケートを実施した際に、福祉分野での跡地利用の希望が高かったので、本年度は、福祉分野に限ったアンケートを実施しました。夜間の救急医療施設が不足しているというご意見が寄せられました。

会 長 市民の関心が高いと委員会の責任も重いですね。

企 画 課 基本的には、市民のご意見を取り入れていきたいと考えてお

ります。例えば、周りで活動されている方々の活動状況を知りたいという意見がありましたので、次回の検討委員会では、そのような団体のお話を伺う機会を設けております。皆さんの意見をじっくり伺っていきたいと考えております。

会 長 すでに委員の方を選ばれて活動をされているということですので、その報告をしていただいたということですので。ありがとうございました。

事 務 局 (委員会等の会議傍聴受付事務について説明)

会 長 講演会などに出席すると、氏名住所を書かされるということがあります。それと同じように受付事務をするということです。

A 委 員 これまでは、届出を個々に行っていたのですか。

事 務 局 公開をしている会議というのは少ないのですが、公開をするものについては、個々に届出簿を提出しています。

会 長 もし、会議の妨害行為が行われた場合は、その旨の記録が残るといえることですね。その情報を別の会議の担当者に教えるというようなことはないのですか。

事 務 局 傍聴者の情報は、その会議に限定して使用していきます。

会 長 わかりました。ありがとうございました。

○まとめ

新規審議案件 2 件について審議し、審議会として承認する。

新規報告案件 6 件、変更案件 6 件について報告を受けた。

(2) 個人情報保護審議会の意見の類型の追加について

事 務 局 前回の会議の中で提出させていただいた案について、表現を若干、修正しました。

自治会長や防災委員等については、「民生委員、児童委員等」の「等」に含まれるということで対応したいと考えています。

会 長 表 2 の案件について、行政から送付するものには、アンケートだけではなく資料も含まれるということですね。

従来は、アンケート等の送付は、類型 9 の「公共事業等」に該

当させましたね。

事務局 はい。今回の審議案件の「しずおか子育て優待カード送付事務」についても、類型の追加が認められれば、この類型11に該当するのかなと思いますが、今回の会議においては、類型9に該当するという判断をしました。

A委員 最近は、類型の公共事業と判断するケースが多いので、資料等の送付は、新しい類型で括ったほうがいいじゃないでしょうか。

会長 昔は、類型9の公共事業に無理やり当てはめて判断することはあまりなかったと思いますが、段々と多くなってきました。

これは、新規に事業を開始する場合に限られるのでしょうか。しかし、「新規に事業を開始する場合等」に「等」がついていすから、新規ではない場合も含まれると考えていいでしょう。

送付することについて、事前に本人から同意を得ることはできないとしても、収集したことについて事後通知をすることはできると思います。前回の会議で、様式に従った通知はしないがアンケートの中に収集したことについてお知らせを記載するというものがありました。「こういうことで住民基本台帳から情報を収集させてもらいました。」という内容の通知を資料送付の際に同時に行ったらいかかだと思います。

それでは、11番を表2に追加したいと思います。

表4の案件ですが、町内会長及び自治会長は、「民生委員、児童委員等」の「等」の中に含めてよいのではないかとの説明がありました。

A委員 この類型は、社会福祉を目的とする事務だけに限定するのですか。防災に関係する事務は、含めないのですか。

事務局 この類型により対応する事務として、要援護者台帳を想定しているのですが、要援護者台帳事務については、大きな意味で社会福祉に含まれると考えています。あまり、対象となる事務の幅を広げるのは好ましくないと考えています。

A委員 要援護者に対する支援なので、社会福祉に含まれるということですか。

会長 ここは、社会福祉に限定したということですね。今回の案件の中の日本年金機構への外部提供は、この類型7に

含まれるのですか。それとも類型3（行政機関からの照会に対する回答）に含まれるのですか。

日本年金機構の職員は、公務員ではないですよ。日本年金機構を行政機関と呼ぶかは、実は微妙なのですけども。

類型3の照会とは、実際にはあまりないですね。具体的な問題が発生した場合は、類型のどれに当てはめるかを考える必要があるとは思いますが。

これまで出てきた案件を考えると、類型7を作り、これに当てはめて外部提供した方が良いとは思いますが。

タイトルが「民生委員、児童委員等」になっていますけれども理由又は必要性の中の守秘義務の部分は「民生委員及び児童委員」に限定されていますね。

事務局 「民生委員、児童委員等」に含まれる者のうち守秘義務を課せられているのが「民生委員及び児童委員」に限定されるので、表現に迷う部分ではあります。

会長 市内の自治会長に対して「守秘義務があるのですよ。」といった説明はしておられるのですか。

事務局 自治会長に法的な守秘義務がありませんので。

会長 しかし、契約としての守秘義務があるのではないですか。

A委員 市から個人情報の管理方法についての説明はありますよ。金庫等に保管するようと言われます。

会長 そうでしょうね。
それから、理由又は必要性の中の「民生委員及び児童委員」が重複していますね。「また、民生委員及び児童委員にも守秘義務が課せられている。」の部分は、「また、守秘義務が課せられている。」とした方が良いでしょうね。

事務局 はい、わかりました。

会長 いかがでしょうか。
それでは、異論がないようですので、類型7を表4に付け加えていただきたいと思えます。

○まとめ

島田市個人情報保護審議会の意見の類型について、表2の類型11及び表4の

類型 7 を追加することについて承認する。

(3) 平成 21 年度第 3 回個人情報保護審議会の議事要録について

会	長	平成21年度第3回個人情報保護審議会の議事要録（案）について指摘がありましたらお願いします。	
D	委員	9 ページの「これについても、第一通報者がいない場合には、どうされますか。」の部分は、「これについても、第二通報者がいない場合には、どうされますか。」に修正をお願いしたいと思います。	
会	長	その方が話の筋が通ると思います。	
事	務	局	わかりました。
会	長	他には指摘事項はありませんか。 それでは、議事要録を承認したいと思います。	

○まとめ

平成 21 年度第 3 回個人情報保護審議会の議事要録（案）について承認する。

(4) その他

次回の会議は、平成 22 年 3 月 17 日（水）に開催する予定です。